

令和
5年

思いやり ゆする心で 事故防止

夏の交通安全県民運動

実施期間 令和5年7月11日火～7月20日木

運動の重点

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の促進
- ・横断歩道における歩行者最優先の徹底
- ・飲酒運転等の危険運転の根絶



交通ルール
守ってる？

令和4年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール JA共済連岐阜運営委員会会長賞 最優秀
飛騨市立神岡中学校2年生(受賞当時) 日比野 福さんの作品

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205(直通)

運動の重点①

こどもと高齢者の交通事故防止

推進項目1

交通安全教育の推進

通学路、こどもが日常的によく利用する道路などでは、見守り活動を実施しましょう。

安全な交通行動を身に着けるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を活用しましょう。

推進項目2

交通安全意識の向上

家庭、老人クラブ、子ども会など、家庭や地域ぐるみで交通安全意識の向上を図りましょう。

道路の安全な横断方法や反射材用品の着用など、交通ルールやマナーに関する啓発を推進しましょう。



推進項目3

保護・誘導活動の推進

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

運動の重点②

自転車の安全利用の促進

推進項目1

自転車の交通ルール遵守の徹底

改定された「自転車安全利用五則」を守り、自転車利用による交通事故防止に努めましょう。

自転車は原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、通行方法を守りましょう。

推進項目2

ヘルメットの着用努力義務の周知等

交通事故の被害防止・軽減のため、年齢を問わず、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

自転車の両側面に反射器材を備え、定期的な点検・整備を行い、交通事故防止に努めましょう。

推進項目3

自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車事故での被害者の保護と自転車利用者の

経済的負担軽減を図るため、

自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。



運動の重点③

横断歩道における歩行者最優先の徹底

推進項目1

運転者に対する横断歩道等への接近時の義務の周知

運転者は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。

歩行者がいないことが明らかな場合を除き、

横断歩道の手前で停止できる速度で進行する義務があります。

横断中の歩行者などがいる場合には、一時停止しなければいけません。



推進項目2

歩行者の交通安全意識の向上

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。

道路を横断するときは、手を上げるなど、運転者に横断する意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

運動の重点④

飲酒運転等の危険運転の根絶

推進項目1

飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。

家庭では二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒前にはハンドルキーパーを確認しましょう。

推進項目2

妨害運転の撲滅に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。

被害防止のため、ドライブレコーダーを搭載し、

あおり運転を受けた場合は、車内から安全な110番通報をしましょう。



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

内閣府
交通安全
チラシ



運転免許証の自主返納

令和4年8月1日から郵送による
運転免許証の自主返納が可能になりました。

事前申込
058-295-1010
(内線242・243)

必要書類が
到着

申請書類を
作成して返送

手続き完了後
電話と郵便で
お知らせ

岐阜県警察
運転免許課
ウェブサイト



特定小型原動機付自転車 ～いわゆる電動キックボード等 7月から道路交通法改正～

【保安基準への適合等】 道路運送車両の保安基準に適合・自賠責保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速 20 キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色 点灯	免許不要	16歳未満運転禁止
特例 特定小型原動機付自転車	時速 6 キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色 点滅	免許不要	16歳未満運転禁止

※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。

※交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

【歩道を通行できる場合】

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。

通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行。

歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止。



普通自転車等
及び歩行者等専用

警察庁
ウェブサイト
特設ページ



交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課(Tel058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

YuYu俱楽部／Dream Power 実行委員会／(特非)ぎふ長良川走ろう会／(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／
脇若 保雄／岐阜県民共済生活協同組合／中濃消防組合交通安全青年部会／全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部／
光徳寺／田中 英次／(一社)岐阜県自動車会議所／その他匿名3名 (令和4年度中：順不同、敬称略)